

中山 泰 委員提出資料

平成26年2月4日

第2回自殺対策官民連携協働会議

国民の「いのち」を守る自殺総合対策に欠かせない財源確保、制度創設等に関する要望

～消費税増税による絶対あってはならないリスクの高まりにも全力で備える～

京丹後市長 中山泰

1 都道府県の枠を超えた広域的な取組みに、「基金」の5%を重点配分する

⇒ (別紙) 2) のとおり。

2 本「自殺対策官民連携協働会議」の一層積極的な活用と、政府の「自殺総合対策会議」の連携強化を図る

⇒ (別紙) 3) のとおり。

3 「自治体連携・全国相談ネットワーク」(仮称)の創設

- 自殺のリスクを抱えた相談者は、抱えている問題の内容によっては、ご本人が居住している自治体の相談窓口には行きづらい場合がある。そのため、単独自治体単位での相談体制の隙間や思いもよらぬ落とし穴を埋めるとともに、併せて相談体制の重層化や一層の体制整備の全国的機運を今後ますます高めていくため、相談体制や機能を自治体間で互いに幅広く連携し、互いの住民の相談を相互に肯定的に受け合っていく(他の自治体住民の相談も積極的に受ける)自治体横断的な体制を全国的に構築する。

具体的には、

- ① 地方自治体が中心になって、都道府県横断的に広く基礎自治体及び都道府県等公共機関の各種相談について、当該地方公共団体居住の住民以外の住民にも相談を利用可能とする自治体又は自治体の相談窓口・機能を募り、参加都道府県・市区町村により、<自治体連携・全国相談ネットワーク(仮称)>を創設する。
- ② 特定の自治体に相談が集中する場合の自治体間での費用と便益の関係をバランスさせる仕組みとして、上記1により可能となる「重点配分基金枠」を活用して①創設のネットワークに<調整基金>を創設し、同基金からバランスのための費用や人員を支援・調整する。
- ③ なお、ネットワークに登録された各自治体の相談窓口・機能の周知等に当たっては、各相談窓口等について当該自治体住民はもとより当該地域以外在住の住民にも同様に利用可能である旨、積極的に明示し広く呼びかける。これにより、他自治体の相談窓口等が遠慮なく利用可能であることが積極的に広報されることにより、いのちを守る社会的雰囲気が一層醸成される。また、中長期的には各自治体の相談機関の間でよい意味での相互刺激が全国的に広がり、相談窓口等が未開設又は必ずしも十全でなかった自治体における相談窓口等の新設や充実、相談の質を高めるインセンティブがより働くことにつながりうる。
- ④ おって、当然に重要なこととして、ネットワークの運用に当たっては、民間団体の相談窓口・機能との密接な意思疎通と連携が有用で不可欠である。

4 自殺を防ぐ「生きる支援のための保険」(仮称)創設の検討

- 想像だに忍びがたい、やむを得ず保険金を当てせざるをえない窮迫の事情に追い込まれたことによる自殺を防ぎ、万一そのような事情に至ったときには、生活を立て直され“生きる支援”のために支払われる社会的な保険制度の創設を検討する。
- 自殺の場合は免責期間にかかわらず保険支払いをしない取扱いについては、上記の窮迫の事情を中心的な理由とされた自殺は中長期的には防げるものの、遺族等の経済的困窮のケースの問題をどう考えるかが一方で検討に重要な課題。他方で、上記制度の創設ができれば、窮迫に追い込まれた当事者のいのちを守ることを何よりの公益に、生活再建、家族の安寧、関係者へのシワ寄せ防止など多大な公益に貢献することができる。また、様々に“再挑戦”可能な社会的雰囲気づくりにも大いに寄与できる。
- このためには、厳格なで合理的、説得的な審査の基準づくり、参加の仕組み、官も含めた共同の資金拠出・運営体制づくりのあり方、など多角的、総合的に検討することが不可欠であり、有識者を含めた総合的な検討体制を強く要請する。

国民の「いのち」を守る自殺総合対策の抜本的充実に関する緊急要望

～「消費税増税による、あってはならない自殺リスクの高まり」に備えるために～

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

自殺のない社会づくり市区町村会
自殺対策全国民間ネットワーク

我が国の自殺者数は平成 10 年に急増し、異常にも年間 3 万人を超えました。それまで 2 万人台の前半で推移していた危機的な事態が更に前年比で 8 千人以上も増加し、とても悲しいことですが、世界から「自殺大国」と呼ばれるようになりました。

背景にあるのは、社会経済状況の激変であります。振り返ってみれば、平成 9 年 4 月に消費税が増税され、景気後退とともに倒産件数や失業者が増えましたが、その一方で、「いのちのセーフティーネット」である自殺対策が当時として行政的・社会的に放置され続けてきたことなどが、自殺を急増させたのです。

しかしながら、その後、平成 18 年に「自殺対策基本法」が成立し、平成 21 年には「地域自殺対策緊急強化基金（以下、基金）」が造成されて、自殺対策の全国的な底上げが図られました。民間団体に加え市区町村レベルでも様々な取組が進められるようになり、平成 22 年からは自殺者数が減少傾向に入り、そして、昨年は 15 年ぶりに年間 3 万人を下回りました。お一人おひとりの命の尊さを想うとき、限りなく自殺のない社会づくりを現実目指していくべき中では、まだまだ途方もない状況ですが、最も人数が多かった年と比べて 6 千人以上の「いのち」が守られました。

こうした流れを強化するために昨年、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとして、「自殺総合対策大綱」が改訂されました。「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要」があり、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」であることが力強く謳われています。

ところが、全国各地の自殺対策を強力に下支えしている「基金」がこのまま追加措置がとられない中では今年度限りで打ち切られる事態も強く懸念されます。上述の状況の中でそのような措置は決してあってはなりません。そして、このような状況に加え、先般、来年度からの消費税増税が決定され、この導入に伴い、絶対にあってはならない「自殺リスク」の高まりが懸念されています。政府として増税に伴う国民経済への負の影響を緩和するため併せて各種の経済対策が積極的に進められるとのことであり、諸施策の奏功を期待するものではありますが、他方で、消費税の広範な逆進性からは広く経済的弱者に対して負の影響が様々な形態で生じうることは避けがたい側面があります。基礎的経済対策・生活対策の徹底とともに、様々な影響に万全に備える大きな柱の一つとして、「自殺対策＝いのちのセーフティーネット」の、多様でより一層の充実強化が喫緊に不可欠です。

失われた「いのち」は二度と戻りません。社会と社会保障の安定のための消費税増税なのに、皮肉にもその土台を気づかないうちに蝕んでしまうような事態は絶対に避けなければなりません。国民の「いのち」を自殺リスクから守るため、私たちは下記の通り、自殺総合対策の抜本的充実に関して強く要望します。

記

1) これまで単年度ごとに更新されてきた「基金」を、恒久財源化すること

- ・自殺対策基本法の第 9 条には、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とある。
- ・地域レベルの自殺対策は、平成 21 年に造成された「基金」を財源としているものがほとんどであり、これが打ち切られれば、折角進み始めた我が国の自殺対策は腰折れ

しかねない。そうなれば、再び自殺が急増に転じるリスクが高まりかねない。

- ・大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、仮に「基金」が続けられても、単年度ごとの更新だと、これができない。戦略的に対策を進められない。
- ・継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。
- ・平成22年9月に厚生労働省が発表した試算によれば、平成21年度の「自殺・うつによる経済的損失」は2.7兆円に及ぶ。一方、「基金」は年間30数億円である。自殺対策は、かけがえのない「いのち」を守る活動であるだけでなく、政策的にみて極めて効果・公益の高い公共投資でもある。

2) 都道府県の枠を超えた広域的な取組に、「基金」の5%を重点配分すること

- ・大綱では、「地域における先進的な取組の全国への普及などが必要」「複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする」など、広域的な取組や連携の重要性が謳われている。全国的には自治体の取り組みは緒に付いたばかりであり、都道府県の枠を超えて広く自治体が横断的に連携することで、全国的な施策の伸びしろが大きくなる。このための重点配分とその活用が極めて効果的である。
- ・その土台としてすでに、自治体や民間団体による全国的なネットワークが設立され、連携の基盤が整いつつある。
- ・しかし、現状では、「基金」は都道府県ごとに造成されているため、そうした広域的な取組に活用することは極めて困難であり、実際に活用されていない。(費用の持ち寄り形式では、全国的な対策が十分に確立していない現段階で広域的な連携は極めて困難)
- ・5つ以上の都道府県・政令市にて広域的に行われる事業に対して、「基金」の5%を重点配分すべきである。

3) 新設の「自殺対策官民連携協働会議」の一層積極的な活用、及び同協働会議と「自殺総合対策会議」の連携強化を図ること

- ・政府、地方、団体、民間、国民等を挙げて自殺対策を総合的かつ強力に進めていくためには、自殺対策各般の社会的啓発のほかにも、例えば、地域における制度的・人的・資金的推進体制の確立、国・各自治体・民間等間のネットワーキング手法の構築、金融や保険、保健医療や福祉など広く関連する各分野におけるそれぞれの制度的な支援策のあり方検討と実践など、まだまだ、系統的で複雑な検討を要する有意で不可欠な政策的課題が、各分野において数多く存在する。
- ・このため、上記の協働会議に関し「会議における意見は、～必要に応じ、(関係閣僚で構成する)自殺総合対策会議に報告する」とされていることを踏まえ、新設の協働会議の機能を一層積極的に活用し、例えばその下に各部会などの検討会議を常設したり、関連学会など広く民間・関係者の意見を定期的・機動的に聴取するなどして、自殺対策の総合的な推進に資する政府への献策機能を強化すべきである。
- ・そして、同協働会議から、「(官房長官が座長。関係閣僚から構成される)自殺総合対策会議」に対し毎年の予算編成前を含め定期的・機動的に献策するなどして、協働会議と政府の上記総合対策会議がより一層連携を強化し、官民が一体となって連携して総合的・機動的かつ強力な総合対策を着実に実現・推進していくことが大変重要である。このため、喫緊にその体制づくりと確実な実行が求められている。

※本要望の1)と2)は、本年7月9日に自殺対策を担当する森まさこ内閣府特命担当大臣に提出した「地域自殺対策緊急強化基金に関する要望書」と趣旨は同じです。

以上